

報告第 46 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月2日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 令和元年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.5	63.0

2 令和元年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第 47 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月2日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 令和元年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
病院事業会計	7.7	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

2 令和元年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 154,280円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 7 月 8 日、盛岡市立北陵中学校敷地内において、桜の枝が折れ、駐車していた車両に落下し、車両を損傷したことによる。

報告第 49 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保健所手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 67 の 9 の項中「第14条第 9 項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

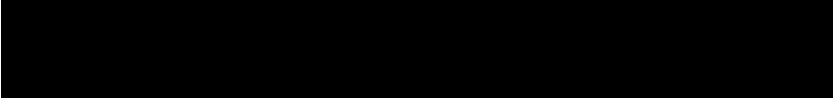
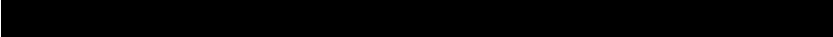
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 17 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 360,800円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年12月 6 日に市が建物付き（旧盛岡市中央通勤労青少年ホーム）で売却した土地において、相手方の建物解体工事施工中に、建築物付随の埋設物が地中から発見され、相手方が撤去及び処分したことによる。

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 26 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 2,200円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 6 月 4 日、相手方居宅にて固定資産評価のための新築家屋調査中、市職員が床下収納庫の中に落下し、プラスチック製の収納庫の底部分を破損させたことによる。

報告第 52 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

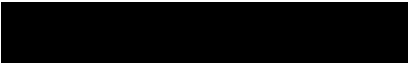
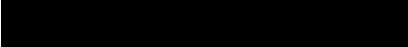
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 26 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金22,000円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 6 月 10 日、相手方居宅にて固定資産評価のための新築家屋調査中、市職員が天井高計測のためのレーザー距離計を落下させて床を損傷させたことによる。